

書にも『百姓町人苗字相名乗並致帶刀候儀、其所之領主地頭より差免候儀者格別、用向等相達候とて、御領所〔幕府領〕者勿論、地頭之者より猥に苗字を名乗らせ、帶刀いたさせ候儀は有之間敷事に候間、堅可無用候』とある。

注(3) 「晚翠日誌抄録」(「晚翠先生と夫人」所載)『公元一九三二昭和七年六月十九日 日曜日、朝六、七時頃照子俄に悩む……月火水一水の朝に重態……二十三日 晩に逝く』

注(4) 「仙台人名大辞書」(菊田定郷)に、『ツチイ・シチローベエ〔土井七郎兵衛〕豪商。仙台大町の質商、其家多く貴重なる古文書を藏す、明治四十二年五月四日歿す、享年七十六、仙台新寺小路大林寺に葬る、其子は文学者土井林吉(晚翠)なり。』

『ツチイ・アイ〔土井あい女〕女歌人。挙芳と号す、土井七郎兵衛の妻、和歌を善くす、又漢学を大槻磐溪に学ぶ、大正四年六月二日歿す、享年六十七、仙台新寺小路大林寺に葬る。〔晚翠の母〕』とある。

資料 雨の降る日は天気が悪い(土井晚翠)

第二高等学校史

## 17. 仙台城下の町々の道路幅

問 仙台の城下町の町々の道路幅は、どのくらいあったのでしょうか。

答 仙台の町々の道路幅についての資料は、殆ど見当りません。わずかに、「仙台肝入宛書表紙裏貼紙」(天保4年〔1833〕)。只野淳氏旧蔵。「仙台市史」第9巻の内)によって、メインストリートであった大町、及びこれに直交する横町の広さを知り得るに過ぎません。これによりますと、

(1) 大町 5間(約9.0m)

(2) 細横丁 1間半(約2.7m)

(3) 本荒町通 1間5尺(約3.3m)

(4) 本荒町 1間1尺(約2.1m)

(5) 国分町 3間4尺(約6.6m)

(6) 南町 3間3尺(約6.3m)

(7) 糸倉丁 3間3尺(約6.3m)

(8) 塩倉丁 2間2尺(約4.2m)

(9) 未無横丁 2間2尺(約4.2m)

(10) 南光院横丁 2間2尺(約4.2m)

(11) 百騎丁 [大町以北] 3間2尺(約6.0m)

(12) [大町以南] 3間5尺(約6.9m)

なお、上記以外の道路の道幅について、補助的な資料と考えるべき城下絵図は、厳密な縮尺比率を以て作成されたものではないとしても、或る程度実地に即して作図されたものといえます。そこで、これによって大まかな推定を働くとしても、城下住民の生活道路として、また道路の保守管理上からも、さして広いものを必要としなかった状況が読みとれます。このことは、明治以後に新設または拡幅された道路の幅員がどうであったかの事実と対比することによって、十分首肯できることであります。即ち、

不動前丁（花京院～名掛丁。明治39） 2間半（約4.5m）

元寺小路裏丁（不動前丁～元寺小路。明治39） 2間半（約4.5m）

南町通（1間1尺〔約2.1m〕 明治20、仙台駅正面道路となつたため 9間（約16.3m）。

大正15年市電布設のため12間（約21.6m）に拡幅

桜小路〔延長〕（柳町～桜小路。明治33。第二高等学校通学路） 4間（約7.2m）

角五郎丁〔延長〕（角五郎丁～角五郎裏丁。明治30。） 3間（約5.4m）

愛宕橋通（土樋～越路。明治34。） 2間（約3.6m）

天王小路裏丁（不動前丁～元寺小路。明治39。高等女学校通学路。） 2間半（約4.5m）

本柳町（本柳町～立町新丁。明治26。陸軍偕行社側） 6間（約10.9m）

立町新丁（中ノ瀬～桜馬場。明治26。陸軍偕行社前） 10間（約18.1m）

東十番丁（榴岡～新寺小路。明39。） 3間（約5.4m）

土樋新丁（土樋～穀町。明治39。） 3間（約5.4m）

また、「仙台の市街及び土木建築」（小倉強。「仙台市史」第3巻の内）には、昭和25年当時の計測道幅について、次のように記しています。『城下町の街路幅が狭いのは軍事上の目的からといわれ、又交通や二階造町家の程度から広くする必要はなかった。我国内の例を見ると幹線は幅四間が最も多く五間位のも多い。仙台では町家の幹線大町は五間、国分町三間四尺、南町三間三尺（天保記録）となっている。岐線幅は区々で侍屋敷の北一番丁県庁裏三十三尺八寸、北二番丁十七尺、片平丁三十五尺（現時計測）となっている。』

「仙台昔語電狸翁夜話」（伊藤清次郎）にも、『町幅は、いづれも四間乃至五間で、極めて狭く且つ不規則な割合であった。而かも其狭い道路の真中に、下水堀があつて四ツ谷堰から廣瀬川の河水を堰きあげて、縦横に通していたものだ。』と述べています。

城下町の道路は、このような狭隘さのまま明治開化の時代に入りました。時代の変革に即応した道路の拡幅は、市当局にとって喫緊の重要課題となり計画は樹立したものゝ、経費・用地その他の問題から容易に進捗を見ず、本格的な解決は戦災復興以後の事業にまたねばなりませんでした。

注(1) 仙台の城下町では、大手方向の東西に通る道路を縦町、これと直交する南北の道路を横町と総称した。

注(2) 御譜代六町（大町・肴町・南町・立町・柳町・荒町）の筆頭で、大手門の真正面の位置に、

大町頭から一～五丁目と東に延び、芭蕉辻で国分町・南町と直交し東二番丁に達する町人町であった。一丁目は古手、二・三・四丁目は絹布・木綿・小間物・五丁目は油の御用捨〔特定商品の販売特権〕を与えられていた。近江商人系の豪商が店舗をもっていた。

- 注(3) いわゆる横丁の一つで、特に道幅が細いことからこの名が出た。
- 注(4) 本荒町に至る通り。
- 注(5) 南町の西裏、大町三丁目から南へ袋町に至る町。御譜代町の一つ荒町のあったところ。寛永4・5年〔1627～28〕から城下第1次拡張の際、毘沙門堂前に荒町が移されたので、跡地を本荒町と呼ぶようになった。本荒町になってからは、御乱舞〔能楽〕の大夫の屋敷などが置かれたので、大夫小路ともいう。幕末頃の城下絵図には、御茶道の清水道幹や、御医師棟方玄栄などの屋敷も見られる。
- 注(6) 国分氏ゆかりの人々が木の下に住んでいたのを、城下作りのとき此処に移した。そして国分町を「こっぽんまち」と呼んだ。芭蕉辻の隅々の建物から北へ小間割をした長屋、いわゆる横店〔よこだな〕が続いていた。この横店の北端を四ツ谷堰が西から東へ流れているが、この水路を境として東側〔10軒〕は玉沢横丁まで、西側〔9軒〕は立町角までを十九軒と称した。この十九軒の名は、国分町創設当時19軒の店があったためである。商業・交通・経済の要所となり、本陣や外人屋も此処に設けられ、東北一の繁華街といわれた。呉服の奈良屋・味噌問屋の古木、薬種の小谷、小間物の菅喜、本屋の伊勢半はじめ富商が繁昌をきわめた。城下24町のうちで、軒数168軒〔弘化2年〔1845〕「奥陽名数〕〕、人頭162・人数1,492〔嘉永5年〔1852〕切支丹宗門改人数〕と最も多かった。三月三日の白山社〔旧地木ノ下鎮座〕の祭礼には二日町と一年交替で奉仕した。
- 注(7) 城下創設時、御譜代町の一つとして割出された。国分町と共に大町と芭蕉辻で直交している要点である。米沢時代の町名そのままで、米沢の旧地には同名の町名を残している。この町には特権として八百屋物・荒物の専売を許されていた。上丁〔北〕には富商が多く、下手〔南〕には小商人の店が多かったので、頭大きく体の細い魚金頭〔かながしら〕になぞらえ、俗に金頭町と呼ばれた。
- 注(8) 東一番丁玉沢横丁角〔今の広瀬通西北角辺、幕末頃山家豊三郎〔東一番丁の開発者〕屋敷となった〕に御糠藁蔵〔おぬかわらぐら〕があったので、東一番丁の大町以北をこのように呼んだ。
- 注(9) 東一番丁の今の青葉通の西北角辺に塩蔵だったので、東一番丁の大町以南をこのように呼んだ。
- 注(10) 大町五丁目の東一番丁と東二番丁の中間、南光院丁の延長の方向に北に入る横丁で末無〔行き止り〕であった。明治13年立町通まで貫通し、大町五丁目新丁と改名した。
- 注(11) 大町五丁目と南町通との間の横丁で、東一番丁の東裏に当る。今は青葉通に両断された。

年代は不詳だが大町五丁目に近いあたりに、本山派修驗の祈祷所南光院があったのでこの町名が生れたと伝える。

注⑫ もとは東一・二・三番丁をこのように称したこともあるが、後には東二番丁のみを指している。寛文事件の際、老中板倉内膳正重矩の尽力で伊達家は事なきを得たので、伊達綱村が謝礼として、騎馬侍百人、足軽2百人を贈ろうとした。しかし、板倉老中はこれを受けなかつたので、伊達家としてはこの人数を板倉家有事の際に差し送るものとして、百騎の侍を東二番丁などに住まわせて置いた。また2百人の足軽は岩沼在の矢ノ目に置いた。それ以来東二番丁などを百騎丁と呼ぶようになった。

注⑬ 「五街道風俗誌」(小野武雄)に『道幅：慶長年間(1596~1615)、徳川家康による規定では

大街道(天下の通路)	道幅六間
小街道	三間
横道・馬道	二間
歩行路	一間』とある。

注⑭ 「仙台昔語電狸翁夜話」(伊藤清次郎)に次の記事がある。

『この下水堀の幅は、大抵此方より彼方に跳ね越えることの出来ぬ程度のものであつて、処々に小橋が架け渡されてあつた。併しきなきだに狭い道路の真中に、此の下水堀があるので、東照宮の祭礼もしくは君公が江戸参觀の上下の際の如き、多数群集の場合には、一時この堀に蓋をしたものだ。』

注⑮ 「仙台市史」第2巻の中に次の記事がある。

『当仙台市の街衢〔がいく。町〕は今を去る三百年前に於て区割せしものなるを以って、各町の町割より道路幅に至る迄皆当時に適する方法を以って規劃せられしが為め、今日に至り不便の感なき能はざるなり、就中道路の狭隘を以て尤も甚しとなす。……(この点について藩政時代は元より、維新後も暫くは道路に対する規程一例えは道路の地押〔じおし、じおよえ。江戸時代必要ある場合に行った検地の一種、年貢等の条件には触れることなく、面積のみを実測して、従前の検地の當否を調査した。地詰〔じづめ〕ともいい、明治10年代、新設の地租課税の適正を期するため実施した土地測量をも地押と称した。〕帳と云つたものさえなく、明治十年の各個人所有地を認めるための地押帳によって、その残りの部分が道路だと云うような漠然たるものであったらしい。〔個人宅地が道路を蚕食占拠し、1本の道路が直線状ではなく凹凸になってしまったところもあった。〕……当市は自然の地形よりも、将来多望の位置にして運搬の便を得ると否とは、自ら当市の盛衰に関係を有するが故に、市街の道路幅を拡張せんと欲すれば如何せん当市の経済は今遽に改良するを許さず。…… 明治二十五年六月十八日仙台市会議長菅克復代理……宮城県知事船越

衛殿』……明治四十四年八月十八日告示第六十四号で「仙台市市区改正規定」が公布された。この規定の要項を次に抄録して置く。

(一) 道路は之を四等に区分し、其幅員を左の如く定め、現在の道路を拡張し又は新に之を布敷するものとす。

一等道路 幅拾弐間（人道と車道とを区別す）

二等道路 幅九間

三等道路 幅七間

四等道路 幅五間

(二) 前各道路の区域は別表甲号の通り定むるものとす。（中略）

甲号表〔町名以外の事項は省略〕

一等道路

南町・芭蕉辻・国分町・二日町・北鍛冶町（北三番丁～北四番丁）・表小路・歳徳神横丁・名掛丁・新伝馬町・大町

二等道路

立町・立町通・鉄砲町・長町通・新河原町・元紙漉町・舟丁・土樋・荒町・東二番丁  
・定禪寺通・元柳町・南町通・茂市ヶ坂・光禪寺通・長丁・勾当台通・北四番丁・連坊小路・宮町・北八番丁・川内・通丁・北鍛冶町（北三番丁～北七番丁）・片平丁・六軒丁・田町

〔下略〕

資料 仙台市史〔明治版〕

仙台市史第2，9巻

## 18. 一字拝領について

問 伊達忠宗の名の「忠」の字は、徳川將軍秀忠の名の一字「忠」を賜ったのだということですが、  
<sup>(1)</sup> これはどのような意味をもつことなのでしょうか。

答 お尋ねのことについて、「貞山公治家記録」卷之22、慶長16年〔1611〕12月13日の条に、『公方、御前ニ於テ嗣君御元服仰付ラレ、御字ヲ賜リ、忠宗ト称セラレ、從五位下美作守ニ御任叙ナリ。御腰物三原正家ヲ拝領シ玉フ。時ニ御年十三。』と記されています。將軍徳川秀忠から賜った「忠」の字の下に、伊達家の持字〔もちじ。通り名〕「宗」を付けて、幼名虎菊丸を改め、忠宗と名のっ